

令和5年度施行

業務説明書  
(公示用)

業務名

澄川都市環境林作業道整備業務（その1）

令和5年度 7月 単価適用

札幌市建設局みどりの推進部みどりの管理課

業務名

澄川都市環境林作業道整備業務(その1)

業務委託費                      円也

一金 { 業務価格                      円也

内訳 { 消費税等相当額                      円也

業務説明

1. 業務の目的

澄川都市環境林内(南区澄川389-1051ほか)において、森林整備に使用できる  
基本幅員2.5mの常設の森林作業道を作設する。また、作設した森林作業道を延長  
する目的で森林調査を実施し、その線形案を作成する。

2. 業務の概要

(1) 森林作業道の作設 一式

(2) 森林作業道線形案の作成 一式

3. 業務の期間

契約書に示す着手の日から、令和6年3月15日まで

4. 仕様書

澄川都市環境林作業道整備業務 仕様書

札幌市

# 澄川都市環境林作業道整備 仕様書

本事業で作設する森林作業道は「森林作業道整備 北海道森林作業道作設指針（平成 23 年 3 月 31 日森整第 1219 号）」及び「森林整備事業に係る森林作業道実施基準」（平成 25 年 3 月 14 日森整第 1251 号）の第 2 項と第 3 項（(1)伐開、(6)ア法勾配、(9)エ起点制札、標柱を除き、(10)のうち「各（総合）振興局」を「札幌市」に読み替える。）に原則適合すること。

## A. 一般

### 1 目的

本業務は澄川都市環境林内（南区澄川 389-1051 ほか）における、別紙位置図に示す A 点から B 点までを結ぶ、森林整備に継続的に用いることのできる基本幅員 2.5m の森林作業道を作設する。

また、作設した森林作業道を延長する目的で森林調査を実施し、その線形案を作成する。

### 2 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和 6 年 3 月 15 日までとする。

## B. 路線計画

### 1 線形、幅員

- ・線形は別紙位置図に示すとおりとする（GIS 計測による延長約 370m）。  
これによらない線形（B 点の位置を含む）を提案する場合は、「2 計画」に沿うものとした上、発注者と協議を行い、認められれば変更できるものとする。
- ・幅員は 2.5m を基本とし、曲線箇所等で必要があれば最大概ね 3.0m までを可とする。

### 2 計画

- ・地形・地質の安定している安全な個所を通過するようにする。
- ・地形に沿った屈曲線形とする。
- ・排水を考慮した波形勾配とする。

### 3 縦断・横断勾配及び排水計画

縦断勾配は、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができることを基本とし、概ね 10°（18%）以下とし、やむを得ない場合は、短区間に限り概ね 14°（25%）程度までとする。

また、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

なお、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避け、原則として水平とする。排水はカーブ上部の入り口付近で行う。（又は、事業終了時にカーブの出口に水切り等を行う。）

### 4 構造物

自然条件等必要に応じて碎石や構造物等の設置が新たに必要であれば発注者と協議の上、設計変更を可とするが、基本的には構造物等を設置することは想定しない。

## C. 施工

### 1 路体

掘削の範囲は、林野庁が作成した森林作業道作設ガイドライン（平成 27 年度版）の図を参考とし、路体の表層については、地山と盛土を区別せずに一体的に掘削して締固めること。

### 2 残土、伐採木

切土・盛土量の均衡に努めてもなお生じた残土は、流出や河川の汚濁等が生じないように十分配慮して処理すること。

伐開による伐採木、枝条等を林内に残置する場合は、流木や病虫害等の発生の予防に努め、沢地や道路周辺に放置しないものとし、林外に搬出する場合は、土砂の流出、河川の汚濁等が生じないように十分配慮すること。

### 3 周辺環境への配慮

人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象への土砂、転石、伐倒木等が落下しないようにするほか、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは必要な対策を検討する。

### 4 伐開

伐開は、幅員に応じた必要最小限の幅とする。そのため、支障木の伐倒は、安全を確保した上で、出来る限り森林作業道作設と同時に実施する。

## D. 森林調査(延長線形案の作成)

当該作業道 B 地点から 55 林班 5 小班を経由して 55 林班 4 小班内まで至る作業道の線形を検討する目的で森林調査を実施し、線形案を作成すること。なお、地形上等の理由で 2.5m 幅員で車両等が進入する作業道が作れない場合は、人のみが通行できる道を検討する。線形案を検討する際は、事前に担当職員と協議すること。

成果品は、担当職員が指定する位置図上に線形を記載した紙面等の資料もしくはシェープファイル形式で提出すること。

## E. 澄川都市環境林で活動する団体への周知等

担当職員と協議の上、現地作業の着手前に澄川都市環境林で活動する団体（ボランティア団体や企業等）に作業計画等を周知すること。また必要に応じて現地での立会・説明も実施すること。

## F. 管 理

### 1 施行管理

受託者は、担当職員と協議し、適切な施行管理を行うこと。

### 2 現場管理

- (1) 作業時間は第三者に対する危険防止からも、特に担当職員が認める場合以外、日没後に施行してはならない。
- (2) 機械の使用に資格が必要な場合には、資格証明の写しを整備し、担当職員から提出を求められた場合には速やかに提出できるようにすること。
- (3) 作業中は「作業中」、「注意」の看板等を標示すること。
- (4) 機械の運転中はもちろん、休息中も危険な状態にならないよう、注意を怠らないこと。
- (5) 作業終了後は、後片づけはもちろん、作業指示区域の周囲を清掃し、ゴミ等はその日のうちに処理すること。
- (6) 受託者は、土木工事安全施工技術指針を参考に常に業務の安全に留意して現場管理を行い、災害

の防止に努めるとともに、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針を参考にして、業務に伴う騒音振動の発生をできるだけ防止し、生活環境の保全に努めなければならない。

- (7) 受託者は業務施行中、担当職員の許可なくして流水及び水陸交通の妨害となるような行為、又は公衆に迷惑を及ぼすなどの施行方法をしてはならない。
- (8) 豪雨、出水、その他天災に対しては、平素から気象予報などについて十分な注意を払い、常にこれらに対処できる準備をしておかなければならない。
- (9) 受託者は市街地における業務について、建設工事公衆災害防止対策要綱に準拠し、災害の防止に努めなければならない。
- (10) 業務中必要な保安措置は、関係法規に従って行わなければならない。
- (11) 受託者は、業務の実施に影響を及ぼす事故、あるいは人命に損傷を生じたとき、又は第三者に損害を与えた事故が発生した時は、遅滞なくその状況を担当職員に報告しなければならない。
- (12) 受託者は業務の施行にあたり、現場の環境を阻害することのないよう、その保全について十分に注意しなければならない。
- (13) 業務が終了したときは、後片づけ及び清掃を業務期間内に完了しなければならない。

### 3 安全管理

受託者は、業務の施行にあたり事故防止に十分留意しなければならない。

- (1) 受託者は業務着手後、必要に応じて安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
- (2) ダンプトラック、大型貨物自動車による土砂、業務用資材などの運送計画の立案にあたっては、適法な運送業者を使用することとし、過積載などによる事故防止とともに、下請業者の雇用する運転者に対しても、その浸透を図らなければならない。
- (3) 運転者に対しては、安全運転講習会の開催等、安全運転意識の向上に努めるとともに、下請業者の雇用する運転者に対しても、その浸透を図らなければならない。
- (4) 業務に関連して発生した交通事故及び業務従事者の悪質な交通違反は、その発生の都度、遅滞なく担当職員に文書をもって報告しなければならない。
- (5) 一般交通の用に供している道路を業務施行のため使用する場合は、受託者はあらかじめ担当職員及び所管警察署と、交通規則等の具体的打ち合わせを行わなければならない。なお、交通規制の期間（時間）は必要最小限にとどめるよう努めること。また、2車線道路での片側通行禁止等の区間を設ける場合は、交通誘導員の配置、信号機の設置その他適当な方法により交通整理を行って、常に円滑な交通の確保に努めなければならない。通行禁止を行う場合は、原則としてう回路を設けなければならない。なお、通行禁止区間であっても、区域内居住者のために必要と認められる交通は必ず確保するとともに火災、その他の急を要する事態の発生に対し速やかに対処できるよう措置しておかなければならない。

## G. その他

### 1 履行上の義務等

業務の一部を委託又は請け負わせる第三者については、事前に担当職員の承諾を得ること。

### 2 成果品及び業務の検査

- (1) 業務完了後速やかに担当職員に業務完了届出及び作業実施位置図（作業範囲や概要が分かるもの）、位置情報付きの写真画像データを提出しすること。

- (2) 写真データの詳細

#### ア 基本事項

- ・ デジタル撮影で有効画素数 200 万画素以上とすること
- ・ すべての写真画像データは、緯度・経度の情報が付加されているものとする。位置情報機能を備えたデジタルカメラ又はスマートフォン等で撮影する場合は、必ず位置情報の設定をオンにすること

- ・小黒板を被写体とともに写し込むこと
- ・小黒板には、業務名、林小班、撮影年月日を記載すること
- ・写真データの圧縮や加工などを一切行わないこと

#### イ 留意事項

- ・起点（事業着手前と事業完了後）、終点（事業完了後）に加え、一連の作業工程毎の状況（特に、事業完了後に不可視となる路体の掘削状況が分かるように）を撮影すること
  - ・事業完了後、概ね 100mおきに、計測器具とともに基本幅員が分かるように撮影すること
  - ・作工物を設置する場合はその規格、寸法等が分かるように撮影すること
  - ・路盤材を敷設する場合は、路盤材敷設前の土質などが判別できるよう撮影すること
  - ・暗渠用排水管、柵工等の設置に伴い、土中に埋設される作工物を設置する場合には、その資材の検収状況及び、掘削・埋設等の設置状況を撮影するとともに、計測器具により敷設後の寸法が判読できるよう撮影すること
- (3) 業務完了届出等の提出後、担当職員による現地検査を受けること。現地検査の実施にあたっては、受託者がこれに立ち会わなければならない。積雪前に現地検査を行うことを基本とするが、事業完了後の検査が積雪後になり得る場合は、事業実施中に検査を行うことができるように事前に担当職員と協議すること。

### 3 諸法規の遵守

受託者は業務の施行にあたり、建設業法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、道路交通法、森林法、環境基本法、廃棄物処理及び清掃に関する法律、文化財保護法、農薬取締法、毒物及び劇物取締法等の諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

- (1) 受託者は、諸法令に違反した場合発生することが予想される責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
- (2) 受託者は、当該業務の計画、図面、仕様書及び契約そのものが諸法令に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には、直ちに書面にて担当職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

### 4 官公庁への手続き

- (1) 業務施行のため必要な関係官庁その他に対する諸手続は、受託者において迅速に処理しなければならない。
- (2) 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、すみやかにその旨を担当職員に申し出て協議するものとする。

### 5 休日又は夜間における業務

業務実施の都合上、休日又は夜間に業務を必要とする場合は、あらかじめ担当職員の承諾を得なければならない。

### 6 技能講習

技能講習者が従事することになっている業務については、特別な場合以外は技能講習者以外の者に業務を行わせてはならない。

### 7 交通規制

- (1) 林内散策者については、安全管理の観点から原則的に通行できないように措置すること。

### 8 交通安全施設

- (1) 作業上、一時的に撤去又は移設する交通安全施設は、作業完了後すみやかに復元し担当職員の確認を得なければならない。
- (2) 業務現場の歩行者通路（安全衛生規則を準拠する）は、安全な幅員を確保し、通行危険箇所には、立入禁止の表示、保安柵（ガードロープ、バリケード、柵等）を設置するとともに、必要に応じて誘導員を配置して危険防止に努めなければならない。

(3) 床掘部等は原則として滞水状態にしないこと。また、滞水状態になった場合には、速やかに安全対策の処置を行わなければならない。

## 9 環境負荷の低減

委託業務の執行にあたっては、「札幌市の環境方針（平成 27 年 9 月 1 日）」に基づき、環境に与える負荷を低減するように努力すること。

### (1) 車両関係

- ①極力低公害車等、環境に負荷の少ない車両を使用すること。
- ②環境に負荷の少ない運転をすること。
  - ・急発進、急加速、空ふかしをしないこと。
  - ・適正な空気圧、経済速度で走行すること。
  - ・不要な荷物、遊具類を積まないこと。
- ③アイドリングストップを徹底するなど、燃料の節約に努めること。
  - ・駐停車する場合には、エンジンを止めること。
  - ・必要以上の暖機運転及び冷暖房のためのアイドリングを自粛すること。
- ④作業員等の人員輸送については、なるべく公共交通機関の利用に努めること。また、車を使用する場合は、乗り合わせを行い必要最小限度にとどめること。

### (2) その他

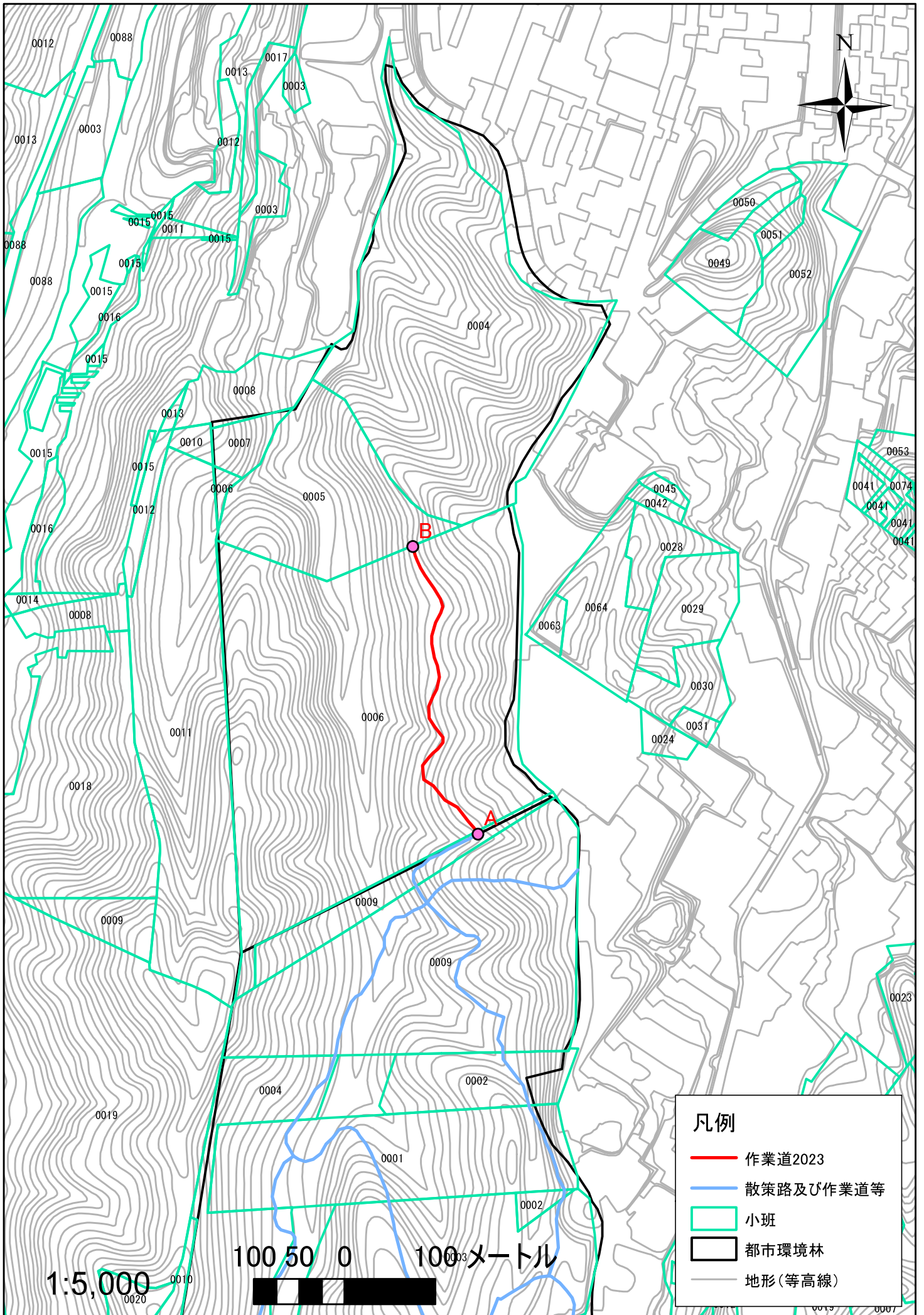
- ①成果品に紙を使用する場合は、古紙配合率の高いものを使用し、複数ページにわたる場合は、原則として両面印刷とする。
- ②本業務の履行において使用する商品・材料等については、極力環境に配慮したものをを使用すること。

## 10 事故報告

受託者は、業務の施行中に事故が発生した場合には、被災者がいる場合には被災者に対し適切・迅速に誠意をもって対応することとし、直ちに担当職員に報告するとともに、業務事故報告書を担当職員に速やかに提出しなければならない。

### 11 その他

この仕様書に記載されない事項については、担当職員と協議し指示した事項に従うこと。



凡例

- 作業道2023
- 散策路及び作業道等
- 小班
- 都市環境林
- 地形(等高線)

1:5,000

100 50 0 100メートル



## 澄川都市環境林作業道整備業務(その1)

業 種	種 別	数 量	単 価	金 額(円)	摘 要	
作 業 道 整 備	土 工	基本幅員2.5m以下 敷砂利なし 斜度0° ~14°	260.0 m		※共通仮設費込み	
		基本幅員2.5m以下 敷砂利なし 斜度15° ~24°	110.8 m		〃	
	伐 開	密林90m <sup>3</sup> /ha以上 幅員2.5m	371 m		〃	
	直 接 業 務 費					
	現場監督		1 式			
	社会保険等		1 式			
	間 接 業 費 (現場監督+社会保険等)					
業 務 費 計 ①						
作 業 道 線 形 案 作 成	直 接 業 務 費				1号内訳書	
	間 接 業 務 費					
	一 般 管 理 費					
	業 務 費 計 ②					
① + ②						
消 費 税						
業 務 費 総 計						

作業道線形案作成

工 種 ・ 項 目	種別・細目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
線形計画、現地調査、線形決定		km	0.5			単価算出調書No 1

札幌市

# 単 価 算 出 調 書

No.1

No.	細 目	単 位	単 価	積 算 の 基 礎				適 用
1	線形計画、現地調査、線形決定	km	円	技師長	人 ×	円/人 =	円	
				主任技師	人 ×	円/人 =	円	
				技師(A)	人 ×	円/人 =	円	
				技師(B)	人 ×	円/人 =	円	
				技師(C)	人 ×	円/人 =	円	
				技術員	人 ×	円/人 =	円	
				普通作業員	人 ×	円/人 =	円	
				計			円	

札 幌 市